

医福第870号  
令和7年1月10日

各生活介護事業所  
各児童発達支援事業所 } 管理者様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進長

岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱の  
一部改正について（通知）

日頃から、本県の障がい児者医療の推進にあたり、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正し、令和6年度の予算に係る補助金から適用することとしましたので、通知します。

記

1 改正の概要

岐阜県会計規則取扱要領の一部改正（令和6年12月1日施行）を踏まえた、条項の見直しその他の所要の規定整備

2 改正後要綱及び新旧対照表

岐阜県医療福祉連携推進課のホームページの以下のアドレスを参照してください。

【アドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/318605.html>

健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係			
係長	山脇	担当	辻、墨井
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL：058-272-8279 E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp			